

平成30年度 第2回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 平成30年7月20日(金) |
| 開催場所 | 青梅市役所206会議室 |
| 出席者 | <p>委員</p> <p>藤井常文(明星大学常勤教授) 青木まゆみ(市民委員) 山崎克己(青梅商工会議所地域振興部長) 嶋崎雄幸(嶋崎税務会計事務所副所長) 岩浪良夫(青梅市保育園理事長会会長・上長渕保育園理事長) 柳内悦子(新町東保育園園長) 塩野治(青梅私立幼稚園協会副会長・ねむのき幼稚園園長) 発知健太郎(知創株式会社代表取締役) 川野薫(特定非営利活動法人子どもと文化のNPO子ども劇場西多摩常任理事) 関山利行(青梅市民生児童委員合同協議会理事)</p> |
| | <p>事務局</p> <p>原島(子ども家庭部長) 橋本(子育て推進課長) 木村(子ども家庭支援課長) 丹野(健康課長) 加藤(子育て推進課子育て推進係長) 小林(子育て推進課保育・幼稚園係長) 野村(子育て推進課施設給付係長) 金野(子育て支援課子育て支援係主任)</p> |
| 欠席委員 | <p>橋本定明(市民委員) 増田優子(青梅市立今井小学校校長)</p> |
| 議事 | <p>○ 協議事項 (1) 平成29年度青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告について</p> <p>○ 報告事項 (1) 青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> |
| 傍聴人数 | 3人 |
| 配付資料 | <p>会議次第 資料1 平成29年度青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告 資料2-1 青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の改正後の本文 資料2-2 青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の新旧対照表</p> |

議事要旨（口述筆記ではなく、発言の趣旨をまとめたものである。）

| 発言者 | 発言要旨等 |
|-----|---|
| 事務局 | 平成30年度第2回の青梅市子ども・子育て会議を開催する。青梅市子ども・子育て会議条例第5条第2項により、定足数に達しているため本会議は成立していることを報告する。なお、橋本委員、増田委員は所用で欠席。 |
| 事務局 | （本日の配布資料を読み上げ資料の確認を行う。）なお、議事録作成のため本日の会議も録音させていただく。また、以後の進行は会長にお願いする。 |
| 会長 | <p>平成30年第2回目の青梅市子ども・子育て会議を開催するにあたり、最近の猛暑により子どもが亡くなる事案が発生している。保育所などの職員の方も御苦労されているものと推察する。</p> <p>一つ話題提供だが、ある新聞で小中高校生の歯科検診の結果が大きく報道されている。検診の結果「要注意」とされた児童生徒のうち、多くの子どもが治療していないという結果が出ている。理由としてはネグレクトの問題、経済的な問題が挙げられている。これだけ地域に歯科医院があるのに、子どもたちの置かれている状況が大変なことになっている。</p> |
| 会長 | それでは早速協議事項に入る。事務局から説明を求める。 |
| 事務局 | <p>初めに、平成29年度青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告について、説明する。</p> <p>平成26年12月に、青梅市子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画に基づき、各担当課において事業を実施しているところであるが、平成27年度からは、各担当課において検証作業を毎年行っており、手元にあるのは平成29年度の検証報告書となっている。</p> <p>改めて検証報告書の見方から説明する。1ページから34ページまでが、主要13事業と言われる、支援事業計画の根幹をなす部分である。主要13事業については、「青梅市子ども・子育て支援事業計画」の45ページを参照していただきたい。次に、35ページから53ページが、その他関連施策についての検証結果であり、54ページ以降が、前計画の「次世代育成支援地域行動計画」から、継承する事業となっている。</p> <p>それぞれの項目ごとに、平成29年度までの実績数値、アルファベットで表記している評価結果、評価理由等が記載されている。</p> <p>本来、見込量と、確保提供総数及び現状数の表の中の「計画」と「実数」を見比べ、充足しているか否か、不足している場合はこれまでの実数傾向が計画数を見込む余地があるのか、万が一、その余地が無いと思われる場合は、どのような手段を講じる予定なのか、等を考慮し、現時点での評価を付けるものではあるが、元々「計画」の、特に「利用者推計総数」については、国が全国一律の指標を示し、青梅市の人口や、ニーズ調査の結果等を数式に入れた場合に「将来的にこれくらいのニーズが生まれる」と見込まれた数値が記載されていることから、幾つかの事業で「計画」と「実数」がかい離している事業が見られる。例を挙げれば1ページ目の「幼稚園・幼児園」や、11ページ目の「地域子育て支援拠点事業」</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>なである。</p> <p>この理由として考えられるのは、主に次の3点だと考える。</p> <p>1 点目として、当時国が示したシートを利用し推計を行った結果、就労状況、家族構成、社会資本整備の状況など、都心部とそうでない地域とでは大きく異なるが、その事情を加味せず、全国一律の計算式に当てはめて利用者推計総数など計画の計算が行われていたこと。</p> <p>2 点目としてそれを補正するため実施したニーズ調査も、保育園や学童保育所の入所基準に満たない方も含めた全ての保護者に対し利用意向を調査した結果、「利用できるなら利用したい」という層からの、過大と思われる数値が「利用者推計総数」に計上されてしまったこと</p> <p>3 点目として幼年者を含め人口減少の進度が予想以上に早かったことなどが挙げられる。</p> <p>以上、諸々の条件が重なり、利用者推計総数が実際の利用申請者数と大きくかい離した事業が散見される結果となったことを、承知願う。</p> <p>その上で、「実数」の利用申請者数と、提供実数を比較してみると、ほとんどの事業で提供実数が利用申請者数を上回っており、結果的に、各サービスにおいて顕在化しているニーズは、十分吸収できているという結論となったことから、評価Aと付けた事業が多く見られる。</p> <p>中には、事業を「知らないかた」「自宅の近くに利用施設がない、利用料が高いと感じ、利用したくてもできない方」も居ると思われるが、このような方に対しては、市は、今後も周知に努め、地域ごとの待機者数を見据えながらサービスの偏在を解消すべく、必要な整備を図っていく。</p> <p>一方、25ページから29ページに記載している学童保育所整備については、顕在化しているニーズを十分吸収出来たとはいえず、評価A、BないしCとした。</p> <p>ただし、学童保育所整備については、子ども・子育て支援事業計画とは別に、平成28年3月に「学童保育待機児童解消プラン」を策定し、そのプランに沿って事業実施した結果、平成28年4月の待機者数223人から平成29年4月の待機者数114人へ、更に平成30年4月の待機者数89人と、大幅な待機児童解消を図ることができた。</p> <p>このことから、主要13事業については、「計画」とのかい離は一部事業で見られるものの、利用申請者のニーズを的確に取り込み、利用者満足度の更なる向上に向け、順調に事業運営がなされているものと考えている。</p> <p>また、35ページ以降の関連事業、54ページ以降の前計画から引き継いだ事業についても、多くの事業を展開しており、未実施の事業につきましても、代替事業を利用してもらうことで利用者のニーズに即した対応を行っている。</p> |
| 会 長 | それでは協議する。先ずは1ページから9ページまでの部分はどうか。 |
| 委 員 | 委員からの事前質問は、今回どのようなものが寄せられたか。 |
| 事務局 | 期限までに提出を受けたものはないが、本日いただいた質問はあった。これについては整理して次回の会議で回答したい。 |

| | |
|-----|--|
| 会 長 | どんな質問があったのか。 |
| 事務局 | 9 ページまでの部分は2 つある。 1 点目、1 ページの改善点について、市として何が問題と考えているのか、幼稚園として何が必要と考えるのか。 2 点目、2 ページの改善点について具体的な検討内容はというもの。 |
| 会 長 | 次に10 ページから24 ページ |
| 委 員 | 利用者推計総数について、推計に問題があるとの事務局の説明があった。18 ページを例にとると推計総数 25,309 に対し申請者数は1,067 人。24 ページの事業も同様に4,519 人に対して74 人。この結果について事務局が分析を行ったのであれば教えてほしい。 |
| 事務局 | 利用者推計と申請者数の差について、特に分析は行っていないが、例えば、保護者が感じる「あったらいいな」という希望も含めて利用者推計総数は計算されているが、実際に申請された方との差がある。 |
| 委 員 | 青梅市は現在、病後児保育のみ実施しているが、病児保育を実施すれば、ニーズは大きいのでは。 |
| 委 員 | その意味で言うと、病児保育を実施しニーズが上がるようならば、市は十分対応が出来ていないと判断されA評価では無くなるのか。 |
| 事務局 | 現在、市内1 園で病後児保育を実施しているが、市全域を対象としており実施園が増えてもさほどニーズは上がらないと思われる。 |
| 委 員 | 病児保育に対するニーズはどれくらいあるのか。 |
| 事務局 | 具体的なニーズの把握はしていない。病児保育実施に向け。医師会等に働きかけは行っている。青梅市民でも羽村市、福生市の病児保育を利用できるので、紹介は行っている。 |
| 委 員 | 羽村市、福生市で実際やってる中で、病児、病後児どちらの利用者が多いのか。 |
| 事務局 | 具体的な数字は持ち合わせていない。 |
| 会 長 | 後日、調べて報告してもらうことは可能か |
| 事務局 | 病後児保育については羽村市、福生市の状況は分かる。病児保育については、改めて調べて報告する。 |
| 会 長 | 17 ページの子育て短期支援事業において、申請者は自主的に利用された方か、関係機関からの働きかけにより利用に至った子どもなのか。最近1 か月以内で、児童養護施設を見学した際、貧困、ネグレクトが理由と思われる児童の利用が多く、児童を取り巻く環境委が悪化していると感じた。加えて、是非、小学生についても利用出来るように改善願いたい。 |
| 事務局 | 自主的に利用されている児童が殆ど。子育て支援センターで相談を受けている方、赤ちゃん訪問時に相談を受けた方なども居る。青梅市は生後57 日目から利用でき、乳幼児の利用が難しい他市と比べ、一歩進んでいると考えている。 |
| 事務局 | 小学生に対する利用については、実施に向け児童養護施設へ働きかけを行っているが、通学時の送迎の問題がある。近隣の小学校に通学する児童が利用した場 |

| | |
|-----|--|
| | 合、学校まで送り迎えを行うのは施設の負担となる。財政的な支援を行うのが難しい現状がある。 |
| 会 長 | 児童養護施設から現状を聞いて、市の施策に生かしてもらいたい。 |
| 委 員 | 17ページ（子育て短期支援事業）、18ページ（一時預かり事業）ともに、前年度から利用申請者数が減っている。加えて過去数年、利用申請者数がかなり上下しているが、なぜか。 |
| 事務局 | 利用者の一部にヘビーユーザーがおり、この方が利用した時は極端に数が増える傾向にある。 |
| 委 員 | 5ページの認定こども園について、入所希望者は何人いたのか。 |
| 事務局 | 認定こども園を第一希望とされた方は、定員を下回っているが、正確な人数は不明 |
| 委 員 | 正確な人数でなくてもわからないか。 |
| 委 員 | 認定こども園を第1希望にされている方は殆どいないのでは。認定こども園へ入園しても制度上5歳までは居られない為、小学校に上がる前に転園が必要なため、多くの保護者は認可保育園の方を希望する。この施設は新制度になって認定こども園に移行した施設なのではないか。元々は認証保育所と呼ばれた施設だと思う。 |
| 会 長 | 改善点について、文章表現を少し検討した方が良いか。 |
| 委 員 | <p>お願いしたい。この文章を読むと、“入所希望者は全員入所できている”と読む人がほとんどだと思われるが、本当は、認定こども園に入所を希望する人は、あまり多くは無いのではないかと、という疑問もある。</p> <p>例えば、子ども・子育て支援事業計画(資料編)を見ると、“認定こども園の整備が急がれている”“認定こども園は幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設”と書かれている。これが本当なら、認定こども園を多く作った方が良いと思うが、現実はそのようではないとすれば、皆が分かりやすい表現で記載願いたい。</p> |
| 委 員 | <p>国の政策で、元々幼稚園と保育園を一つにしたかった。しかしそれぞれの施設の設置根拠法令が異なる中で、幼稚園は手厚い対応を、保育園は教育施設の側面を、行政は安い保育所を作りたかった。しかし施設の面でなかなか一緒に出来ないで、仮称で“総合施設”と言われる施設を作り、そこに幼稚園と保育園を自主的に移行させることを目的に、認定こども園制度を約10年前に作った。しかし当時は、補助金が認定こども園に移行してもしなくても全く変わらなかった。幼稚園は文科省から補助金が来る。延長した部分は厚労省に案分して請求する。施設としてはメリットが無かったが、平成27年度になり新制度に移行すると、施設では無く“機能”に対し補助金を交付するようになり、幼稚園から認定こども園に移行した施設は保育機能に対しての補助金がちゃんとつくようになり、認定こども園が爆発的に増えた。</p> <p>今、幼稚園を認定こども園へ移行させようとする動きは全国である。2～3年経つと、多くの幼稚園や保育園が認定こども園になっていると思う。今とは様相が変わるだろう。だから認定こども園がいないという話では無い。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>しかし、それでは幼保連携とどう違うのかを説明するのが難しい。元々幼保連携施設とは、保育所の認可、幼稚園の認可、両方持っていた施設が行っていた。しかし新制度では、一旦、両方の認可を返上し、新たに幼保連携型という認可を受けるようになった。これで学校教育法としての位置づけとなった。</p> |
| 事務局 | <p>整理する。提供実数の38とは定員を指す。委員の質問は、定員数では無く実際申請された方は何人いたのか、ということ。しかし手元に数字が無いため、改めて確認させていただきたい。また改善点の欄の表記の仕方についても改めて検討させてもらう。</p> |
| 事務局 | <p>委員から文書でいただいた質問のうち、12ページの下段<北部区域>について、余りにも利用者が少ないのでは。費用対効果の検討も必要なのでは。という質問を受けている。</p> <p>このとおり利用申請者数は少ないが、年間35万円でやっていただいている。保育の専門家である保育士等と直接話ができるなど、消耗品、人件費、講座の報償費など少ない経費で効果が上がっているため、引き続き事業を実施したいと考えている。</p> |
| 事務局 | <p>同様に委員からいただいている質問のうち、15ページの評価の表示について、【A】と他のページAと異なる標記となっているが、同じ意味である。Aと修正したい。</p> <p>加えて18ページについても回答したい。</p> |
| 事務局 | <p>18ページの一時預かり事業について、定期利用保育とはどのようなもので、利用負担額や要件は。保育所利用との違いは何か。という質問に回答する。</p> <p>このサービスは、短時間かつ定期的に利用したい方向けのサービス。例えば、短時間パートの方が週に3日間、1日5時間だけ利用したいというような使い方が出来る。市内2園で実施しており、費用は各保育園で設定。一例として、1時間250円で利用が出来る。その場合1日8時間で20日間利用すると、利用料は1ヶ月4万円となる。</p> |
| 委員 | <p>一時利用の場合は、パートで1日何時間以上、週何日以上働いていなければ利用できないというような制限はあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>制限はない。基準以下の方でも利用できる。</p> |
| 委員 | <p>認定保育所の入所基準に届いている人は、このサービスを利用する人はいないということか。</p> |
| 事務局 | <p>認定保育所を待機している方も利用できるようになっている。その場合は入所基準に届いている人の利用もあるかもしれない。</p> |
| 委員 | <p>12ページの子育て広場について、広い園庭を持つ保育園で子供を遊ばせることができ、母親の孤独感の解消にもつながる良いサービスだと思うが、余り知られていない。近くに住む人も知らない。今後も利用者を増やすための取り組みに力を入れてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>重要なことだと認識している。赤ちゃん訪問のアンケートの中にも子育て広場についての項目も追記した。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会 長 | 子育て広場事業について、東大和市は広報に頻繁に掲載されており、母親に非常に人気がある。 |
| 事務局 | 広報と同様に周知の手段として、子どもの年齢、地域を登録すると、子どもの環境にあった情報を個別に通知する、子育てモバイルというサービスを10月にスタートさせる。引き続き広報に努めたい。 |
| 会 長 | 次に25ページから30ページ |
| 委 員 | <p>25ページの学童保育事業<東部地区>低学年は、待機児童57名でA評価。一方、高学年は待機児童44名でC評価。大幅な待機児童の削減が出来たことは良いことだが、57名の待機児童でA評価は良いのか。</p> <p>平成30年は89名の待機児童が発生しているということだが、主に低学年に発生しているのか否か。</p> <p>改善点に“一人当たり1.65㎡で保育を実施します”と記載があるが、昨年はこの基準を超えて運営されていた学童が多数あったと記憶しているが、今は全ての学童保育所で解消されたのか。</p> <p>30ページの放課後子ども教室についての記述で、改善点とし“一体・連携開催”とあるが、具体的にはどのようなことを行ったのか。</p> |
| 事務局 | <p>低学年は申請者数に対し実入所者数の割合が90%を超えているためA評価とする一方、高学年は70%に満たなかったためC評価とした。評価の付け方は充足率によるものである。</p> <p>待機児童の割合は、申請者数に応じ低学年が多いが、一定数、高学年の児童もいる。</p> <p>施設整備を進めており、多くの学童が一人当たり専用区画面積の基準をクリアした。しかし、河辺、若草、霞台などは依然クリアできていない。今後も施設整備に努めていきたいと考える。</p> <p>また、放課後子ども教室は、有償ボランティアや無償ボランティアの方々と一緒に、遊びを通じ様々な体験を行う活動を行う。学童クラブと放課後子ども教室は学校内の近い場所で行われており、対象者は異なるものの一緒に活動したいという要望がある。このため週に1回～3回程度、限られた時間ではあるが、合同で活動する場を設けている。</p> |
| 委 員 | <p>児童一人当たり専用区画面積1.6㎡がクリア出来ていない、河辺、若草、霞台等の施設について、解消の手段として“施設の定員を減らす”“空き教室を整備する”“全く新しく学童を作る”等あると思うが、市はどのように考えているのか。</p> <p>また、放課後子ども教室と学童保育所が一元的に運営されている場所がある。青梅市はどう考えているか。</p> |
| 事務局 | <p>学校の空き教室を学童保育所に転用できるよう、今後も学校側に働きかけていく。その場合も普通教室にこだわらず理科室や音楽室などの特別教室を含め働きかけていく。また、都内では放課後子ども教室と学童保育所が1つの事業所で一体的に受託を受け運営されている場所があることは聞いているが、本市は施設</p> |

| | |
|-----|---|
| | の一元的な委託は考えず、活動時間を共有する現在のやり方を続けたいと考えている。 |
| 会 長 | 放課後子ども教室のスタッフはどのような構成か。他市の放課後子ども教室でバイトをしている学生の話では、放課後子ども教室は学童保育所と異なり、毎回多くの子どもが来るため児童同士の喧嘩が絶えない。しかしその割にスタッフの数が少なく、喧嘩の仲裁に入るだけで精いっぱいだと聞く。 |
| 事務局 | 放課後子ども教室は、主に体育館で活動している。有償ボランティアとして報償費を受けて活動している方が多い一方、完全な無償ボランティアの方もいる。職種はコーディネーターという位置づけの者を必ず配置しており、スタッフを取りまとめ、活動内容を含め決定している。 |
| 委 員 | サマー学童についての記載が分かりにくい。もう少し整理してもらいたい。加えて、学童保育所の待機児童対策について、まずは待機児童数を減らすことを目標とすると説明されたが、質の充実も図ってもらいたい。 |
| 事務局 | サマー学童の記載部分は、学区内外別に分かりやすく記載する。待機児童数の削減と同時に質の確保にも努めていく。 |
| 会 長 | 次に31ページから34ページまで |
| 事務局 | 委員から事前に質問をいただいた33ページの“改善点”について、「引き続き民間事業者からの相談に応じます」と記載があるが、今後も保育所・小規模保育を促進していく方針か。」について答える。 保育施設の需要が見込まれる地域については、設置の相談には応じていく。 |
| 会 長 | 32ページの妊婦健康診査事業について、妊娠の届出をしていない母親に対する対応は。届出が相当遅れて成されている場合、どのような対応を行うのか。 |
| 事務局 | 一度でも市に来ていただいて、妊娠届を出していただければ、その後連絡がつかなくなるないように様々な方策を取っている。また他市で妊娠届を出しておらず、妊娠が相当進み本市に届出を出されるような場合も考えられるが、殆どいない。仮にそのような方がいても保健師を多く配置しているので、随時連絡を取れるよう対応している。 |
| 会 長 | 次に35ページから53ページまで |
| 会 長 | 35ページの「2 児童虐待防止対策の充実」について、平成29年度事業の実態を示す数値に記載されている“40”の意味は。 |
| 事務局 | 連携会議数を表す。内訳は代表者会議1回、実務者会議4回、個別会議31回、障がい者福祉課との連携会議4回の合計で、会議を通じて児童虐待防止を図っている。 |
| 委 員 | 要保護児童対策地域協議会以外の会議も含め、40回ということか。 |
| 事務局 | ご指摘のとおり |
| 会 長 | 36ページの「4 養育家庭制度の普及」について、具体的にどのような普及に努めるのか。 |
| 事務局 | 平成29年度養育家庭登録世帯数11は、多摩26市の中でもトップクラス |

| | |
|-----|---|
| | である。このうち9世帯が実際に児童を預かっている。今後も東京恵明学園と連携を図りながら事業を進めて行く。更に児童相談所と連携し毎年開催している講演会等を通じ普及に努めている。 |
| 会 長 | 市の広報でも養育家庭の普及について啓発してほしい。 |
| 委 員 | 40ページの「13多世代・異年齢交流事業の推進」について、特に高校生ボランティアが少なくなっている。 |
| 事務局 | 新町の子育て支援センターにおいて実施している。高校生については青梅総合高校、大学生については首都大学東京、秋草短大の学生が参加している。 |
| 委 員 | 広報等でも良く見る事業だが、更に対象を広げてみては。 |
| 事務局 | 青梅総合高校、多摩高校に足を運び、産業観光まつりでも協力してもらった。 |
| 委 員 | 老人会でも行っているが、中々集まらない。 |
| 委 員 | 受入延人数の数え方だが、高校生を例に取れば7人の高校生が4回ずつ参加したという見方で良いか。 |
| 事務局 | 4月から10月までに、最大3人の高校生が来ており、延べで28人。大学生は8月～9月に3人の学生が延べ23人参加した。 |
| 委 員 | 42ページの「18 休日保育事業の実施」について、ニーズが少なく、実施する保育所はありません。今後も実施施設を募っていきます。」とあるが、具体的に説明願う。 |
| 事務局 | 具体的な話は無いが今後、保育園と話を詰めていきたい。標記について、「ニーズが少ない」と言い切るのではなく、潜在的な意向があるかもしれないため、表現を検討したい。 |
| 会 長 | 施設が出来ればニーズはあるのでは。 |
| 委 員 | 6月には企業主導型保育所が市内に出来た。ここは年中無休で開所しており、こちらの受入状況を見れば他の保育所も受け入れるところが出てくるのでは。 |
| 委 員 | 45ページの「23 子どもや母親、妊婦の健康の確保」について、母子手帳発行件数の推移だが激減している。今後の見通しは。また保育園、幼稚園の需要はこれからどのように考えるのか。 |
| 事務局 | 少子化が進行している。対応は難しい。 |
| 委 員 | 保育園は女性の就業率が上がっていくのでまだそれ程でもない。ただ幼稚園はすぐに対応を考えないと幼稚園だけの運営は難しくなる。このため市の支援を受けて認定こども園への移行も検討しないと。 |
| 委 員 | 幼稚園だけの問題でない。保育園も殆どが定員割れしている。 |
| 会 長 | 54ページ以降で何かあるか。 |
| 会 長 | 事務局から何かあるか。 |
| 事務局 | 特にない。 |
| 会 長 | それでは全体を通じて何かあるか。 |
| 委 員 | 検証報告とは関係ないが、人口減少時代を考え子ども食堂を行政として、どう考えているか。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 現在、市内では2カ所で子ども食堂を、いずれも社会福祉法人において運営されている。この6月議会でも複数の議員から質問があり、市としても支援する方向でいる。補助金制度を導入し、これについて6月に補助を受けるか否か、該当事業者に意向調査した。また、庁内に職員間の連絡会を設けた。 |
| 会 長 | 会議冒頭で話した歯科治療について、どのような対策が必要か検討願いたい。歯科は治療しないとそのまま大人になってしまう。 |
| 事務局 | 西多摩歯科医師会と協力関係にあり、西多摩歯科医師会からも同様の懸念が上がっている。西多摩の他市と連携し対応することとしている。 |
| 会 長 | なぜ治療が出来ないのか、背景を探っていただきたい。 |
| 委 員 | 青梅市でも医療証を使えば1回200円程度で歯科に行けるのでは。金額の問題なのか。子どもが嫌がっているだけなのか。 |
| 委 員 | 自分が通う歯科からは定期的にお知らせが来る。虫歯になる前にフッ素でも塗ってもらい200円程度なら安い。歯科は市内に沢山ある。 |
| 委 員 | 未就学児は無料で受けられた。就学後に歯科に行った際は130円とか言われた。 |
| 事務局 | 3歳児や6歳児には検診の周知は行っている。未就学児までの体制は問題ないと考えている。 |
| 委 員 | 学校運営協議会の席で歯科医師の話聞く機会があった。3年生から、虫歯がぐっと増えるという統計上のデータもある。歯ブラシも学校に持っていくことはできるが、「食事が終わったら各自磨いても良いよ」と言っても、「自分だけ磨くのは恥ずかしい」という子も居るかもしれない。虫歯の増加について学校側は非常に重要視している。 |
| 会 長 | それでは、他に無ければ協議事項は終わりにする。事務局は、本日出た質問等を次回会議までに整理するように。 |
| 事務局 | 承知した。 |
| 会 長 | 次に報告事項について事務局から説明願う。 |
| 事務局 | この条例は学童保育事業を実施するうえで、守らなければならない事項が記載されている。今回、国基準の一部改正が4月に実施されたことに伴い、市の条例も併せて改正したもの。内容は次の3点で、いずれも放課後児童支援員受講資格についてのこと。 1点目は“学校教諭の資格を有する者”について、教員免許更新制の導入後、受講資格について解釈上誤解を生じてしまう可能性が有る部分を改めたこと。2点目は同じく“学校教諭の資格を有する者”に、教科教諭以外の特別支援学級の教諭、栄養教諭、養護教諭、特別教諭等の資格を有する教諭も含めたこと。3点目は、中卒で5年以上の学童保育事業の実務経験がある者についても、受講資格を認めたこと。以上が今回の改正内容になっており既に6月の市議会で議決をされているもの。 |
| 会 長 | これについて何かあるか。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 学童保育は、これらの資格を満たす者でなければやってはならないということか。 |
| 事務局 | 放課議事堂支援員はこれらを含め10の資格要件があり、その上で放課後児童支援員認定講習会を受講し、初めて放課後児童支援員となる。 |
| 会長 | この件については、会議としては“報告を受ける”ということで良いか。 |
| 事務局 | ご指摘のとおり。 |
| 会長 | その他なにかあるか。 |
| 事務局 | その他として2点ある。1点目は、次期子ども・子育て支援事業の改定について、国の指針が7月末に発出される予定である。恐らく次回会議の席上で資料を配布できると思う。2点目は、青梅市地域福祉計画の改定が本年度予定されており、担当課から本委員会委員に対し意見を伺いたい旨依頼があった。次回会議の席上に担当課長が来る。承知願いたい。 |
| 会長 | その他何かないか。なければ本日の会議を終了する。次回は8月20日。よろしく願う。 |

会議録を確認したことをここに署名する。

平成 年 月 日